

## 公立大学法人横浜市立大学 S D (Self-Development) 制度規程

制 定 平成 19 年 4 月 1 日規程第 120 号  
最近改正 令和 元年 8 月 1 日規程第 16 号

(目的)

第 1 条 この規程は、横浜市立大学に勤務する常勤教員（以下「教員」という。）に対する、職務を通じて発揮された能力及び実績の評価（以下「評価」という。）の実施について、必要な事項を定め、適正な制度の運用により、教員の教育力や研究力の更なる向上とともに、大学の各種活動の活性化を図ることを目的とする。

(評価の対象となる教員)

第 2 条 評価の対象となる教員は、すべての常勤教員とする。

2 評価の対象とならない教員については、学長が別途定める。

(評価の対象となる領域)

第 3 条 評価は教員の、職務を通じて発揮された、次の各号の項目についての自己点検・自己評価を基礎に行うものとする。

- (1) 教育領域
- (2) 研究領域
- (3) 診療領域
- (4) 地域(社会)貢献領域
- (5) 学内業務領域

(評価の対象期間)

第 4 条 評価の対象期間は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間とする。

(評価業務の組織)

第 5 条 評価業務を行う組織として S D 委員会を設置する。

2 S D 委員会の委員長は学長とし、その構成員は別に定める。

(評価者)

第 6 条 評価者は一次評価者、二次評価者、領域別評価者及び学長とし、その構成員は別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、評価の実施にあたり特に必要があるときは、評価者を S D 委員会が別に定めることができる。

(教員が作成する帳票)

第 7 条 教員は S D シートを作成する。

(目標の設定)

第 8 条 教員は、年度当初に第 3 条に定める領域にかかる職務の目標を設定する。

(自己評価の実施)

第 9 条 教員は年末以降、前条にかかる職務の達成状況について、目標振り返りを行う。

(評価の実施)

第 10 条 評価にあたっては第 3 条に基づき、第 6 条に定める評価者と教員による個別

の面談を実施するものとする。

2 一次評価者または領域別評価者は教員の目標振り返りについて評価する。

3 二次評価者は目標振り返り及び前項の評価について評価をする。

4 評価にあたって評価者は評価シートを作成する。

(評価の決定)

第 11 条 S D 委員会は評価について審議し、決定する。

(評価の通知)

第 12 条 評価結果は、教員本人に通知する。

(F D の支援)

第 13 条 評価が低く改善を要する教員には、大学が研修の機会を提供する。

(不服の申し立て)

第 14 条 通知された評価結果に不服があるときは不服申し立てをすることができる。

2 申し立てに関する手続きは、別途定める。

(自己記述の活用)

第 15 条 S D シートの自己記述内容については、教員間の相互理解に活用するため、原則、教員間において公開することとする。

(評価者研修の実施)

第 16 条 評価の実施にあたっては定期的・継続的な評価者研修を行うこととする。

(事務局の設置)

第 17 条 S D 委員会の運営及び評価業務の適切な運営のために事務局を置く。

(委任)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、評価の実施に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、決裁日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年規程第 38 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年規程第 16 号）

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。